

令和 8 年 度

山 梨 県 職 員 採 用 試 験 大 学 卒 業 程 度 (追 加 募 集 枠) 試 験 案 内

第 1 次 試 験 令和 8 年 9 月 1 1 日 (金)
受 験 期 間 ～ 9 月 2 7 日 (日)

受 付 期 間 令和 8 年 8 月 1 4 日 (金) ～ 9 月 4 日 (金) 午 後 5 時 1 5 分

- 特別な公務員試験対策が不要で、民間企業等を中心に就職活動をしている人でも、チャレンジしやすい試験です。
- 第 1 次試験は、基礎能力試験（SPI3）を行います。
試験会場はテストセンター（リアル会場又はオンライン会場）で、都合の良い日時を選択して受検できます。自宅からの受検も可能です。

山 梨 県 人 事 委 員 会 事 務 局

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1（県庁別館3階）

電 話 055-223-1821

山梨県職員採用サイト <https://www.pref.yamanashi.jp/jinji-iin/saiyou/>

1 試験職種及び採用予定人員等

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
大学卒業程度 追加募集枠	行政 (アピール試験型)	3名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
	社会福祉 (専門性面接型)	4名程度	主に、知的、身体、精神、発達障害や児童福祉等に関する相談援助（ソーシャルワーク）、福祉施設等での利用者（児童）の生活支援等の業務に従事します。
	林業 (専門性面接型)	1名程度	主に森林計画、林業・木材産業の振興、林業経営・技術の普及指導、県有林造林・収穫事業、治山・林道事業等の業務に従事します。
	土木 (専門性面接型)	5名程度	主に道路、河川、砂防、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事します。
	農業農村整備 (専門性面接型)	5名程度	主に農地、水利施設、農道、ため池等の農業生産基盤や農村生活環境の整備事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事します。
	電気 (専門性面接型)	5名程度	主に県営発電所、県有施設等の電気設備に関する企画、設計、施工管理、保守管理等の業務に従事します。
	保健師 (専門性面接型)	2名程度	主に精神・母子・老人保健、健康づくり、難病・感染症予防対策等の業務に従事します。
	研究（林業） (専門性面接型)	1名程度	県森林総合研究所等に勤務し、主に森林・林業に関する試験・研究等の業務に従事します。

※ 採用予定人員は変更になる場合がありますので、山梨県職員採用サイトで確認してください。

2 受験資格

(1) 受験できる者

ア 平成3年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者

イ 平成17年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは令和9年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者

(注)「これと同等以上の学力があると認める者」については、人事委員会事務局にお問い合わせください。

ただし、次の試験職種については、それぞれの資格・免許を必要とします。

試験職種	資格・免許
社会福祉	社会福祉主事としての任用資格、児童指導員としての任用資格、社会福祉士の資格若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は令和9年3月31日までに資格を有することとなる者(※)
保健師	保健師の免許取得者又は令和9年において最初に実施される保健師国家試験により当該免許取得見込みの者

※ 社会福祉主事としての任用資格、児童指導員としての任用資格、社会福祉士の資格及び精神保健福祉士の資格は次のとおりです。

- ①社会福祉主事：社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者
- ②児童指導員：山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成24年山梨県条例第63号）第59条第1項各号のいずれかに該当する者
- ③社会福祉士：厚生労働大臣の行う「社会福祉士試験」に合格した者
- ④精神保健福祉士：厚生労働大臣の行う「精神保健福祉士試験」に合格した者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本国籍を有しない者（保健師は除く。）

イ 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 保健師のうち、日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

3 試験方法

(1) アピール試験型

▶求める人物像

行政（アピール試験型）では、自らの専門知識・資格や経験等から得た能力・実績を県政の推進に活かしたいという強い意欲を持っている方を求めています。

※ 採用後は、大学卒業程度（通常卒）と職務内容や処遇に違いはありません。

区分	試験種目	配点	内 容
第1次試験	基礎能力試験	40点	S P I 3 ・基礎能力検査（言語的理解力、数的処理能力、論理的思考力） ・性格検査 ※ 性格検査は、基礎能力検査を受検する前に、自宅等のパソコンやスマートフォンから受検してください。 ※ 性格検査は、第2次試験において参考資料として使用します。（配点なし）
第2次試験	人物試験	140点	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて 適性検査 を行います。 自らの専門知識・資格や経験等から得た能力・実績を県政の推進にどのように活用できるかについて アピール面接 を行います。
			コミュニケーション能力、積極性、実行力等について 人物面接 を行います。
	論文試験 (試験時間90分)	20点	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について 記述式 による試験を行います。
資格調査		—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否について、調査を行います。

10月18日（日）に実施する第2次試験（1回目）当日に、「**アピール面接事前シート**」を提出していただきます。

アピール面接事前シートの様式は、山梨県職員採用サイトに掲載しています。

第2次試験（1回目）当日に提出しなかった場合、第2次試験の順位付けはせず不合格とします。

※ アピール面接事前シートは採点の対象とせず、第2次試験の人物試験（アピール面接）で使用します。

※ 基礎能力試験（S P I 3）については、試験結果を標準点化した後に、試験配点の40点満点に換算したものを得点とします。

標準点化とは、平均点・標準偏差等を用いて、受験者の点数が概ね0点から100点に分布するように算出したものです。

※ 論文試験の例題等は、山梨県職員採用サイトに掲載しています。また、山梨県県民情報センター（甲府市丸の内一丁目6-1（県庁別館2階））でも閲覧やコピーができます。

※ 「専門知識・資格や経験」とは、例示すると次のとおりです。例示以外の専門知識・資格や経験でも、県政の推進に活用できるものであれば受験可能です。

1 大学や職務経験等で習得した知識（語学・法律・税務・防災等）、その他、多方面の各分野における専門知識・資格

2 海外留学・海外活動、社会貢献（ボランティア活動・NPO活動）などの経験

※ 第2次試験において課された試験内容のうち受験しないものが一つでもある場合、最終順位を付けず不合格とします。

(2) 専門性面接型

▶求める人物像

自らの強みや意欲をアピールすることができ、専門知識や経験等を、県政の推進に活かすことができる方を求めています。

※ 採用後は、大学卒業程度（通常卒）と職務内容や処遇に違いはありません。

区分	試験種目	配点	内 容
第1次試験	基礎能力試験	40点	S P I 3 ・基礎能力検査（言語的理解力、数的処理能力、論理的思考力） ・性格検査 ※ 性格検査は、基礎能力検査を受検する前に、自宅等のパソコンやスマートフォンから受検してください。 ※ 性格検査は、第2次試験において参考資料として使用します。（配点なし）
第2次試験	人 物 試 験	140点	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて 適性検査 を行います。
			職種に応じた専門的知識・能力等について 専門性面接 を行います。
	論 文 試 験 (試験時間90分)	20点	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について 記述式 による試験を行います。
資 格 調 査		—	受験資格の有無、申込書記載事項の真否について、調査を行います。

10月18日（日）に実施する第2次試験（1回目）当日に、「**専門性面接事前シート**」を提出していただきます。

専門性面接事前シートの様式は、山梨県職員採用サイトに掲載しています。

第2次試験（1回目）当日に提出しなかった場合、第2次試験の順位付けはせず不合格とします。

※ 専門性面接事前シートは採点の対象とせず、第2次試験の人物試験（専門性面接）で使用します。

※ 基礎能力試験（S P I 3）については、試験結果を標準点化した後に、試験配点の40点満点に換算したものを得点とします。

標準点化とは、平均点・標準偏差等を用いて、受験者の点数が概ね0点から100点に分布するように算出したものです。

※ 論文試験の例題等は、山梨県職員採用サイトに掲載しています。また、山梨県県民情報センター（甲府市丸の内一丁目6-1（県庁別館2階））でも閲覧やコピーができます。

※ 第2次試験において課された試験内容のうち受験しないものが一つでもある場合、最終順位を付けず不合格とします。

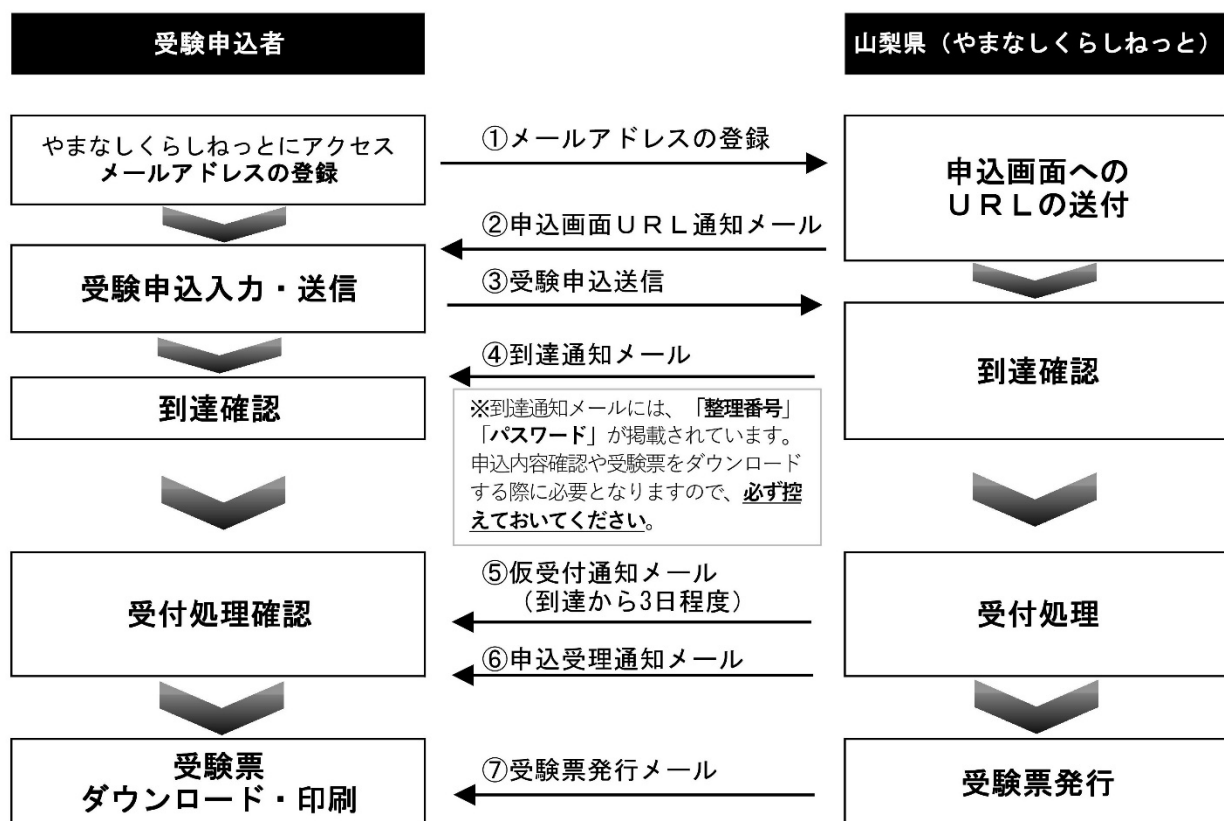
4 受験手続

● 職員採用試験の受験申込について

必ずインターネットで申し込んでください。

なお、インターネットで申込みができない方は、8月28日（金）までに人事委員会事務局までお問い合わせください。

受付期間	令和8年8月14日（金）～9月4日（金）午後5時15分（受信有効） 8月14日の受付開始以後、9月3日までは、24時間いつでも受け付けますが、 9月4日は午後5時15分まで に正常に受信したものに限り受け付けます。
申込方法	申込に際しては、山梨県職員採用サイト「採用試験・説明会情報」ページの「申込方法」を 必ず最後まで読んだ上で 、山梨県電子申請サービス「やまなしくらしねっと」からお申し込みください。 (https://apply.e-tumo.jp/pref-yamanashi-u/)
受験票の作成	受験票は、申込受理後に「やまなしくらしねっと」上にアップロードします。予定時期は申込時にお知らせします。受験者は、各自ダウンロード及び印刷(A4)し、申込み前6月以内に撮影した写真(タテ4.5cm・ヨコ3.5cm、上半身(胸から上)、脱帽正面向き)を受験票に貼り、第2次試験(1回目)当日に必ず持参してください。 受験票に写真を貼っていない場合は、第2次試験を受験できません。 リアル会場で基礎能力検査を受検する際の受験票とは異なりますので、注意してください。
注意点	複数の試験職種の申込みはできません。 受付期間終了後の試験職種の変更は認めません。 予期せぬ機器停止や通信障害などが発生した場合には、受付ができませんが、この場合のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、十分注意してください。 なお、申込データの到達(データが到達すると到達通知メールが自動送信されますので必ず確認してください。)から土曜日・日曜日・祝日を除いて3日程度で仮受付メールを送信します。 4日以上経過しても仮受付メールが到達しない場合は、直ちに人事委員会事務局に連絡してください。 必要に応じて「@apply.e-tumo.jp」ドメインのメールが受信できるように設定をお願いします。



● 第1次試験について

第1次試験は、受験者自身でテストセンター会場の受検予約を行う必要があります。以下の内容を確認し、指定期間内（9月11日～9月27日まで）にSPI3を受検してください。

- ◎ 職員採用試験の受験申込（やまなしくらしねっと）完了から
第1次試験受験までの流れ

SPI3「受検依頼メール」受信	「受検依頼メール」は、9月11日（金）までに、やまなしくらしねっとに登録したメールアドレス宛に送付します。 受検依頼メールに記載した「企業別受検ID」が、受験番号となります。 ※ 「受検依頼メール」が届かない場合は、9月16日（水）までに山梨県人事委員会事務局に連絡してください。 ※ 必要に応じて「@arorua.net」ドメインのメールが受信できるように設定をお願いします。
SPI3 受検予約	「受検依頼メール」に従って、Web上で基礎能力検査を受検する日時・会場を選択し、予約してください。 各テストセンターの混雑状況によっては、希望する日時や会場で受検できない場合がありますので、速やかにテストセンターの受検予約を行ってください。 なお、テストセンターの受検におけるトラブルについては、県では一切責任を負いません。
性格検査の受検	性格検査は、テストセンター会場での基礎能力検査を受検する前に、自宅等のパソコンやスマートフォンで受検してください。 受検予約を行った日の27時（翌日午前3時）までに受検してください。この期間までに性格検査が完了しない場合、受検予約はキャンセルされますのでご注意ください。
予約した日時・会場にて基礎能力検査を受検	過去1年以内にテストセンター方式で受検したことがある方は、前回結果の送信も可能ですが、できるだけ新たに受検するようにしてください。 受検の際には、顔写真付きの本人確認書類（マイナンバーカード等）が必要です。 また、リアル会場を受検する場合は、受検票（受検予約完了画面または受検予約内容の確認メール）を印刷し、当日持参する必要があります。 オンライン会場を受検する場合は、パソコン（カメラ機能付）が必要です（スマートフォン・タブレット不可）。 その他の必要な持ち物等については、SPI3テストセンターホームページで確認してください。 (https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/) < SPI3の受検に関する問い合わせ先 > テストセンターヘルプデスク TEL：0570-081818 （受付時間 9:00～18:00／土日祝日含む毎日受付）

5 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第1次試験	令和8年9月11日（金）～9月27日（日）のうち受験者が選択する日	全国のSPI3テストセンター会場のうち受験者が選択する会場（オンライン会場を含む）
第2次試験	① 令和8年10月18日（日） ※1 （適性検査・論文試験）	山梨学院大学 （甲府市酒折二丁目4－5）※3
	② 令和8年11月12日（木）～11月15日（日）のうち指定する1日 ※2 （面接試験）	山梨県庁防災新館 （甲府市丸の内一丁目6－1）

※1 第2次試験については、①②のいずれも受験する必要があります。

※2 第2次試験において、指定された日程の変更はできません。

※3 申込者多数の場合など、上記以外の試験会場になることがあります。山梨県職員採用サイトで最新の情報を必ず確認してください。

6 合格者の決定方法

- 第1次試験合格者は、基礎能力試験の得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、試験種目等にはそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがあります。
- 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験の得点により合格者を決定し、なおも同点の場合は、第1次試験の得点により合格者を決定します。

7 合格者の発表

第1次試験合格者	10月9日（金） 正午【予定】	山梨県職員採用サイトに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には書面で通知します。
最 終 合 格 者	12月4日（金） 正午【予定】	

※ 電話でのお問い合わせには応じておりません。

8 試験結果の提供

採用試験の結果については、山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例第19条の規定により、簡易な手続による保有個人情報の提供の申出をすることができます。

なお、電話、はがき等による申出では提供できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類（マイナンバーカード、運転免許証等）を持参の上、受験者本人が直接提供場所へお越しください。

受付時間は、提供期間中の土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から12時、午後1時から午後5時までです。

試 験	申出できる者	提 供 内 容	提供期間	提供場所
第1次試験	不 合 格 者	基礎能力試験の得点及び順位	各 試 験 の 合格発表日 から1月間	人事委員会 事 務 局 （県庁別館3階）
第2次試験	受 験 者	第1次試験の提供内容、論文試験・人物試験の得点、第2次試験の合計得点、最終合計得点及び順位		

9 合格から採用まで

- (1) 合格者は、試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、任命権者が採用者を決定します。（最終合格者数は、最終合格発表後の辞退者等を考慮して、採用予定人員よりも多く決定する場合があります。その場合は、最終合格しても採用されない場合があります。）

資格・免許を必要とする試験職種では、所定の期日までに資格・免許を取得できない者は、採用候補者名簿に登載されても採用される資格を失います。

なお、試験申込書の記載事項に虚偽若しくは不正があることが明らかになった場合には、採用される資格を失います。

- (2) 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、こどもと接する業務の従事者（児童相談所の従業者のうち児童の指導又は一時保護に関する業務を行うもの等）については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

①試験区分「社会福祉、保健師」以外について

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認することがあります。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、当該業務に従事することができませんので、あらかじめご了承ください。

②試験区分「社会福祉、保健師」について

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、誓約書等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認します。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、採用しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

※ 「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第2条第7項及び第8項を参照してください。

10 給 与

採用試験に合格し採用される者の初任給（地域手当を含む。）は、約242,500円（令和8年4月1日現在）です。

採用される職種により、初任給が若干異なることがあります。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算されます。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによります。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給されます。

● 第2次試験における受験上の配慮について

身体の障害等により、第2次試験における受験上の配慮（手話通訳の配置や車椅子の使用、拡大文字等）を希望される方は、試験申込に際して「受験票の配慮」欄に入力してください。なお、受験上の配慮を希望される方は、8月28日（金）午後5時15分までに人事委員会事務局（電話055-223-1821）へ電話で相談してください。

● 注意事項

- この採用試験の実施に関して収集する個人情報、この採用試験のために必要な範囲でのみ使用します。
- 地震、台風等の災害等により、やむを得ず試験日程を変更するなど、試験に関して緊急のお知らせがある場合には、山梨県職員採用サイト等でお知らせします。

職員採用サイト

